

【補助制度の概要】

○各省庁の補助制度（要旨）

所管省庁	文 部 科 学 省	農 林 水 産 省
事業名	木の教育環境整備事業	木造公共施設整備事業
概要	<p>木材を活用した温かみと潤いのある教育環境の中で、たくましく心豊かな児童生徒を育成する。</p> <p>平成15年度より、既存建物の木質化を促進するため、旧「木の研修交流施設整備事業」を「木の教育環境整備事業」へ再編する。</p>	<p>不特定多数が利用する公共施設に地域材を利用することは、展示効果やシンボル性が高く波及効果が期待できるが、こうした施設は規模や構造が様々であり、設計や部材調達などで地域材を利用する上で工夫を要することが多い。このため、地域材の利用を促進する上で特に効果的な公共施設について、モデル的整備を行う。</p>
補助率	1/3	1/2
補助時限	平成19年度まで	平成19年度まで
補助対象	<p>①木のふれあいの場 （既存建物の教室、廊下、余裕教室等を改造し、和室、プレイルーム、読書スペース、ランチルーム、心の教室等を整備）</p> <p>②専用講堂 （学校行事のほか、地域住民の芸術・文化活動に利用可能な施設を整備）</p>	<p>①余裕教室の転用における木質内装の整備</p> <p>②学校複合型公共施設の整備</p> <p>③学校周辺施設の整備</p> <p>④地域間交流のための木造研修施設</p> <p>⑤エコスクール・パイロット・モデル事業</p>

○エコスクール・パイロット・モデル事業（文部科学省と農林水産省等の連携事業）

概要	<p>地球規模の環境問題に対し、学校施設についても環境への負荷の低減に対応した施設づくりが求められていることから、文部科学省、農林水産省及び経済産業省が協力して、環境に優しい学校施設（エコスクール）のパイロット・モデル事業を推進しています。</p> <p>また、平成14年度からは、木材利用型が新たに追加されています。</p>
補助内容	<p>木材利用型事業については、地域材を利用して学校施設の内装等を木質化した場合に補助対象となりますが、その場合の経費は文部科学省か農林水産省（林野庁）のどちらか一方の省からの補助となります。</p>
補助時限	平成18年度まで
実施方法	公立学校施設整備事業の新增改築事業又は大規模改造事業に併せて実施

※各事業の詳細については、別途参照